

## 環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長の所管する区域内における環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条に基づく体験の機会の場の認定の申請、審査等の際に、法第20条第1項第1号から第4号、法第20条の6第1項第1号から第4号及び法施行規則第8条に定める基準等に照らし、市長が認定等を行う際の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (体験の機会の場の認定等の申請)

第2条 体験の機会の場の認定等の申請をしようとする者は、市長が作成する申請の手引きに基づき書類を作成し申請するものとする。

### (審査)

第3条 市長は、体験の機会の場の認定等の申請を受けたとき又は体験の機会の場の認定を取り消そうとするときは、法第20条第1項第1号から第4号、法第20条の6第1項第1号から第4号、法施行規則第8条に定める基準及び環境省等通知「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成24年7月13日）」に基づき審査するものとする。

### (委員会)

第4条 市長は、体験の機会の場の認定の審査（認定の取消し含む。）にあたっては、「環境教育等に係る体験の機会の場の認定審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、前条に定める審査を行うものとする。

- 2 委員会は、別表に定める関係局の課長をもって組織し、委員長は環境局総務部企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 委員長は、委員のほか、特別な事項について審査する場合、必要があるときは関係職員の出席を求めることができる。
- 5 委員会の事務局は、環境局総務部企画課に置く。

### (協議)

第5条 市長は、第3条に基づく審査の結果、体験の機会の場として認定しようとするときは、あらかじめ川崎市教育委員会と協議するものとする。

### (通知)

第6条 市長は、第3条に基づく審査の結果、体験の機会の場として認定した場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に対し、様式1にて通知する。

- 2 市長は、第3条に基づく審査の結果、体験の機会の場合として認定しない場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に対し、様式2にて通知する。
- 3 市長は、第3条に基づく審査の結果、体験の機会の場合の認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に対し、様式3にて通知する。
- 4 法第20条の2第2項に基づく更新があった場合は、市長は、法第20条の4に基づく定期報告や報告徴収の内容から第3条に定める審査を行い、認定要件に適合している場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に対して通知する。

(標準処理期間)

第7条 第2条に基づく申請において、その申請書の受理から認定の交付までに必要な処理期間は、35日間とする。ただし、不備な申請を補正するための期間及び申請後に申請内容を変更する期間は、これに含まれないものとする。

(報告)

第8条 法施行規則第12条第1項に基づき川崎市長が定める事業の運営状況の報告の日は、事業実施年度の翌年度の5月31日までとする。

- 2 法施行規則第12条第2項に基づき川崎市長が定める事業の運営状況の報告の期間は、2年間とする。

(その他)

第9条 法及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

構 成 員
総務企画局都市政策部企画調整課 担当課長
経済労働局産業政策部企画課長
環境局総務部企画課長
環境局脱炭素戦略推進室 担当課長
環境局生活環境部廃棄物政策担当 担当課長
建設緑政局緑政部みどりの事業調整課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長

様式 1

川環企第 号  
令和 年 月 日

様

川崎市長

体験の機会の際の認定について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで申請のありました体験の機会の際については、次のとおり認定します。

体験の機会の際の名称 及び所在地	
体験の機会の際で行う 環境保全の意欲の増進に 関する事業の内容	
認定の有効期間	

（環境局総務部企画課担当）  
電話番号

川環企第 号  
令和 年 月 日

様

川崎市長

体験の機会の場の不認定について（通知）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで申請のありました体験の機会の場については、次の理由により認定しません。

体験の機会の場の名称及び所在地	
認定しない理由	

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は、川崎市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（環境局総務部企画課担当）  
電話番号

川環企第 号  
令和 年 月 日

様

川崎市長

体験の機会の場の認定の取消しについて（通知）

令和 年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、次の理由により認定を取り消します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
認定の取消しの理由	

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は、川崎市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（環境局総務部企画課担当）  
電話番号